

令和5年10月6日  
防衛省

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく自衛隊員の再就職  
状況の報告（令和5年4月1日～同年6月30日分）

自衛隊員の再就職状況については、管理職隊員（特別の機関、地方支分部局等を含む本省課長・企画官相当職以上※）が、離職後2年以内に再就職した場合等において、その再就職情報（氏名、離職時の官職又は階級、再就職先の名称・地位、防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無等）について、防衛大臣に届出を行うこととされています。

本日、令和5年4月1日から同年6月30日までの間に防衛省において受理した再就職情報について、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第5項の規定に基づき、防衛大臣から内閣に報告を行いましたので、別紙1及び別紙2により公表します。

- ※ 自衛官：1等陸佐、1等海佐又は1等空佐以上（ただし、自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（三）欄に定める額の俸給の支給を受ける者にあつては、俸給の特別調整額が一種又は二種とされる官職に就いていた者以外の者を除く。）  
事務官等：行政職（一）7級以上の者又はこれに相当する者（ただし、行政職（一）7級及びこれに相当する者にあつては、俸給の特別調整額が一種又は二種とされる官職に就いていた者以外の者を除く。）

【連絡先】

防衛省人事教育局人事計画・補任課再就職等監視室  
電話：03-3260-0812（直通）

## 自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告の概要

(令和5年4月1日～同年6月30日分)

[届出区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出 (在職中の届出)	自衛隊法第65条の11第3項の規定に基づく届出 (離職後の事前届出)	自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出 (離職後の事後届出)	合計
防衛省	17	-	51	68

[再就職先区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	再就職先区分												合計
	国又は地方公共団体の機関	独立行政法人	国立大学法人	特殊法人	認可法人	公益社団法人又は公益財団法人	一般社団法人又は一般財団法人	学校法人、社会福祉法人又は更生保護法人	その他の非営利法人	営利法人	自営業	その他	
防衛省	21	-	-	-	-	1	2	4	7	31	2	-	68

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告  
(令和5年4月1日～同年6月30日分)

別紙2

【1. 自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	官職又は階級	約束前の求職開始日 (注1)	再就職の約束をした日	約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日 (注2)	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無 (注3)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無 (注4、5)	
						官職又は階級	在職期間									職務内容
							自	至								
1	山田 敬	57	航空自衛隊中部高射群司令	R5.3.6	R5.6.2	①航空自衛隊第1高射群司令 ②航空自衛隊中部高射群司令	①R5.3.6 ②R5.3.16	①R5.3.15 ②R5.6.4	①第1高射群の業務を指揮監督 ②中部高射群の業務を指揮監督	R5.6.4	R5.7.1	株式会社日立製作所	電気機械器具等の設計、製造及び販売等	製品に関する社内検討への助言(パートナースタッフ)	無	有
2	吉田 凡太郎	60	自衛隊入間病院副院長	R5.5.31	R5.6.6	自衛隊入間病院副院長	R5.5.31	R5.6.19	病院業務の統括管理、監督指導等病院運営に関する院長の補佐	R5.6.19	R5.7.1	医療法人恵愛会	医療業	福岡病院における精神科医師	無	有
3	川内 健治	57	海上自衛隊護衛艦隊司令部付(海上自衛隊水上戦術開発指導隊司令)	R5.1.27	R5.3.13	①海上自衛隊水上戦術開発指導隊司令 ②海上自衛隊護衛艦隊司令部付	①R5.1.27 ②R5.3.31	①R5.3.30 ②R5.6.24	①隊務総括 ②特に命ぜられた事項	R5.6.24	R5.7.1	レイズネクスト株式会社	管工事業	シニア技術者(契約社員)	無	有
4	藤井 信光	57	海上自衛隊東京業務隊付(海上自衛隊舞鶴造修補給所長兼舞鶴地方総監部技術補給監理官)	R4.9.12	R5.4.10	①海上自衛隊舞鶴造修補給所長兼舞鶴地方総監部技術補給監理官 ②海上自衛隊東京業務隊付	①R4.9.12 ②R5.4.17	①R5.4.16 ②R5.7.14	①所務統括及び調達等に関する助言業務 ②特に命ぜられた事項	R5.7.14	R5.7.15	株式会社イー・エム・サポート	航空機等整備支援業務等	本部部長代理	無	有
5	小石 弘文	57	航空自衛隊航空中央業務隊司令兼市ヶ谷基地司令	R5.2.6	R5.3.23	航空自衛隊航空中央業務隊司令兼市ヶ谷基地司令	R5.2.6	R5.7.22	航空幕僚監部の管理支援及び市ヶ谷基地における基地業務の指揮管理	R5.7.22	R5.8.1	ロジ・ソリューション株式会社	物流に関するコンサルティング事業等	チーフアナリスト	無	有
6	岡本 良貴	56	自衛隊福島地方協力本部長	R5.3.10	R5.6.9	自衛隊福島地方協力本部長	R5.3.10	R5.8.1	地方協力本部の部務運営全般に関する事項	R5.8.1	R5.8.2	東京海上日動火災保険株式会社	損害保険業等	損害サービス主任	無	有
7	岸本 昌之	56	海上自衛隊佐世保造修補給所長兼佐世保地方総監部技術補給監理官	R5.3.22	R5.5.24	海上自衛隊佐世保造修補給所長兼佐世保地方総監部技術補給監理官	R5.3.22	R5.8.1	所務統括及び調達等に関する助言業務	R5.8.1	R5.8.2	株式会社九州テン	無線通信機械器具製造業	アドバイザー(嘱託)	無	有
8	友 伸治	56	陸上自衛隊西部方面混成団副団長	R5.2.10	R5.5.8	陸上自衛隊西部方面混成団副団長	R5.2.10	R5.8.1	団長の補佐及び隷下部隊への指導	R5.8.1	R5.8.1	一般財団法人自衛隊援護協会	無料職業紹介事業	福岡支部援護課長	無	有
9	野口 恵一	56	陸上自衛隊西部方面後方支援隊長	R5.4.21	R5.6.19	陸上自衛隊西部方面後方支援隊長	R5.4.21	R5.8.1	西部方面後方支援隊の指揮・監督	R5.8.1	R5.8.2	新陽株式会社	ユニフォーム関連製品卸業	顧問	無	有
10	福元 洋一	56	陸上自衛隊第14旅団副旅団長	R5.2.2	R5.2.15	陸上自衛隊第14旅団副旅団長	R5.2.2	R5.8.1	旅団長の補佐及び普通駐屯地における司令業務	R5.8.1	R5.8.2	富士産業株式会社	店舗卸・通信販売・ギフトSP・海外事業等	人事・総務担当	無	有
11	堀 次郎	56	陸上自衛隊東北方面特科隊本部副隊長	R5.2.7	R5.3.7	陸上自衛隊東北方面特科隊本部副隊長	R5.2.7	R5.8.1	東北方面特科隊長の補佐に関する事項等	R5.8.1	R5.8.2	一般財団法人防衛弘済会	自衛隊員、家族に対する福利厚生事業等	経理部次長	無	有
12	大堀 寿宣	57	海上自衛隊東京業務隊付(海上自衛隊大湊海上訓練指導隊司令)	R5.2.21	R5.6.30	①海上自衛隊大湊海上訓練指導隊司令 ②海上自衛隊東京業務隊付	①R5.2.21 ②R5.7.28	①R5.7.27 ②R5.8.14	①隊務総括 ②特に命ぜられた事項	R5.8.14	R5.8.15	西武建設株式会社	総合建設業	担当部長(嘱託)	無	有
13	松山 洋伸	57	航空自衛隊幹部学校業務部長	R4.10.3	R5.2.10	航空自衛隊幹部学校業務部長	R4.10.3	R5.8.17	基地業務の監督指導及び部下隊員の管理	R5.8.17	R5.8.18	王子エンジニアリング株式会社	資源循環型ビジネス事業等	品質・環境管理室副室長	無	有
14	高橋 康仁	57	航空自衛隊第4補給処木更津支処長兼木更津分屯基地司令	R5.2.6	R5.3.17	航空自衛隊第4補給処木更津支処長兼木更津分屯基地司令	R5.2.6	R5.8.19	航空機支援器材、車両及び需品等の保管業務並びに木更津分屯基地司令の隊務運営に関する指揮監督	R5.8.19	R5.9.1	富士航空整備株式会社	航空機等の整備及び教育業務	社長付	無	有

番号	氏名	離職時の年齢	官職又は階級	約束前の求職開始日 (注1)	再就職の約束をした日	約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日 (注2)	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無 (注3)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無 (注4、5)	
						官職又は階級	在職期間									職務内容
							自	至								
15	飯塚 祥平	56	海上自衛隊岩国航空基地隊司令	R5. 4. 17	R5. 6. 1	海上自衛隊岩国航空基地隊司令	R5. 4. 17	R5. 8. 31	隊務統括	R5. 8. 31	R5. 9. 1	医療法人社団葵会	医療業	事務長・事務長代理	無	有
16	横山 義明	57	陸上自衛隊教育訓練研究本部教育部防衛法制教育室長	R5. 3. 24	R5. 6. 15	陸上自衛隊教育訓練研究本部教育部防衛法制教育室長	R5. 3. 24	R5. 9. 3	学生に対し、防衛法制教育を実施し、その資質及び職能を涵養	R5. 9. 3	R5. 10. 1	株式会社名取製作所	プレス加工、チタン加工業	部長補佐	無	有
17	富田 一成	57	海上自衛隊小月教育航空群司令	R5. 1. 24	R5. 5. 10	海上自衛隊小月教育航空群司令	R5. 1. 24	R5. 9. 10	群務統括	R5. 9. 10	R5. 10. 1	東芝インフラシステムズ株式会社	社会インフラ事業関連サービス業	担当部長(囑託)	無	有

(注1) 約束前の求職開始日とは、再就職の約束をした日以前の隊員としての在職期間における以下の①から③までの日のいずれか早い日をいう。

①再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

②再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

③再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

該当する日がなかった場合(自衛隊法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第320号)の施行日(平成30年1月1日)前に約束前の求職開始日があった場合を含む。)には、「約束前の求職開始日」欄に「-」と記載し、「約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容」欄に、再就職の約束をした日以後の隊員としての在職状況及び職務内容を記載している。

(注2) 「再就職日」には、「再就職予定日」が含まれる。

(注3) 「求職の承認」とは、自衛隊法第65条の3第2項第5号の規定に基づく承認をいう。

(注4) 「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(注5) 「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第2項において準用する国家公務員法(昭和22年法律第120号)第18条の5第1項及び第18条の6(同項に係る部分に限る。)の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

【2. 自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職開始日 (注1)	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無(注2)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注3、4)	
					官職又は階級	在職期間									職務内容
						自	至								
1	後藤 義孝	56	陸上自衛隊衛生学校長兼三宿駐屯地司令	—	—	—	—	R3.9.30	R5.5.1	国立療養所多磨全生園	入所者等のハンセン病後遺症、合併症及び心身不調に対する診療	医師	無	無	
2	風間 政人	59	防衛装備庁調達事業部需品調達官	—	—	—	—	R3.11.1	R5.4.1	公益財団法人防衛基盤整備協会	防衛基盤の強化発展に貢献するための防衛装備品等の生産及び調達等に関する事業	理事長補佐兼 第3事業部長代理	無	無	
3	岩崎 英俊	57	海上自衛隊第1術科学校長	—	—	—	—	R3.12.22	R5.4.1	大樹生命保険株式会社	保険業	顧問(囑託)	無	無	
4	吉川 裕之	60	防衛省地方協力局沖縄協力課再編推進室長	—	—	—	—	R4.3.31	R5.4.1	鶴ヶ島市教育委員会	公務	令和5年度鶴ヶ島市会計年度任用職員	無	無	
5	内藤 正雄	59	防衛装備庁調達管理部長	—	—	—	—	R4.7.1	R5.6.1	行政書士内藤正雄事務所	行政書士	代表	無	無	
6	樋道 明宏	62	防衛審議官	—	—	—	—	R4.7.4	R5.4.1	学校法人拓殖大学	学校教育	講師(非常勤)	無	無	
7	樋道 明宏	62	防衛審議官	—	—	—	—	R4.7.4	R5.4.1	富士通株式会社	情報通信機器・システム、ソフトウェア等の製造等	シニアアドバイザー	無	無	
8	千秋 進	57	航空幕僚監部総務部総務課情報公開・個人情報保護室長	—	—	—	—	R4.7.28	R5.6.1	株式会社會武道	會津藩校日新館の観光事業・宿泊事業	執行役員及び事業推進部長	無	無	
9	齋藤 雅一	59	防衛研究所長	—	—	—	—	R4.8.5	R5.4.1	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	保険業	顧問	無	無	
10	甲部 昭広	56	航空自衛隊第2補給処業務部長(航空自衛隊幹部学校計画課長)	—	—	—	—	R4.9.9	R5.6.1	自営	アパートの賃貸業	—	無	無	
11	赤羽根 禎英	56	陸上自衛隊真駒内駐屯地業務隊長	R4.10.18	陸上自衛隊真駒内駐屯地業務隊長	R4.10.18	R4.12.1	駐屯地業務隊長としての職務	R4.12.1	R5.4.1	明治安田生命保険相互会社	生命保険業	防衛省顧問(囑託職員)	無	有
12	中村 博次	56	陸上自衛隊中央会計隊副隊長	—	—	—	—	R4.12.1	R5.4.1	NAX JAPAN株式会社	航空・船舶貨物受託業務	一般事務(契約社員)	無	有	
13	白根 勉	57	海上幕僚監部付(海上幕僚監部指揮通信情報部指揮通信課長)	—	—	—	—	R4.12.13	R5.6.1	有限責任監査法人トーマツ	総合コンサルティング	シニアマネージャー	無	無	
14	佐藤 哲朗	51	海上自衛隊幹部学校副校長付(海上自衛隊佐世保地方総監部防衛部長)	—	—	—	—	R4.12.19	R5.5.1	日本スペースイメージング株式会社	人工衛星等による画像データの収集・販売等	事業戦略本部付	無	無	
15	関口 雄輝	58	海上自衛隊幹部学校副校長	R4.10.29	海上自衛隊幹部学校副校長	R4.10.29	R4.12.23	校務統括補佐	R4.12.23	R5.4.1	学校法人国際医療福祉大学	学校教育	英語非常勤講師	無	無

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職開始日 (注1)	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無(注2)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注3、4)	
					官職又は階級	在職期間									職務内容
						自	至								
16	関口 雄輝	58	海上自衛隊幹部学校副校長	—	—	—	—	R4.12.23	R5.4.1	コグニティブリサーチラボ株式会社	ソフトウェア業	執行役員	無	無	
17	関口 雄輝	58	海上自衛隊幹部学校副校長	—	—	—	—	R4.12.23	R5.4.1	湯布高原株式会社	ゴルフ場等管理運営	社外取締役	無	無	
18	中野 義久	58	陸上自衛隊第10師団長	—	—	—	—	R4.12.23	R5.4.1	株式会社JERA	火力発電と資源トレーディングを中心とした電力発電会社	危機・安全管理部上席推進役	無	無	
19	引田 淳	59	航空自衛隊航空教育集团司令官	—	—	—	—	R4.12.23	R5.4.1	三菱商事株式会社	貿易、開発、投資等	インフラ・船舶・宇宙航空機本部顧問	無	無	
20	堀江 祐一	58	陸上自衛隊北海道補給処長兼島松駐屯地司令	—	—	—	—	R4.12.23	R5.4.1	富士通株式会社	ソフトウェア開発、ソリューション&サービスエンジニア等	ナショナルセキュリティ事業本部アドバイザー	無	無	
21	湯浅 秀樹	58	海上自衛隊自衛艦隊司令官	—	—	—	—	R4.12.23	R5.4.1	三菱電機株式会社	電気機械器具製造業	顧問(嘱託)	無	無	
22	平野 善之	57	陸上自衛隊東部方面總監部付(陸上自衛隊施設学校施設教導隊長)	R4.7.5	①陸上自衛隊座間駐屯地業務隊長 ②陸上自衛隊東部方面總監部付	①R4.7.5 ②R4.12.1	①R4.11.30 ②R5.2.25	①座間駐屯地業務隊長の業務の全般統制 ②特に命ぜられた事項	R5.2.25	R5.4.1	瑞穂町役場	地方公務	協働推進部参事	無	有
23	下濱 昭博	57	海上自衛隊中央システム通信隊司令	—	—	—	—	R5.3.12	R5.5.22	株式会社日本デジコム	衛星通信サービス業	参与	無	有	
24	青井 常治	56	陸上自衛隊中部方面混成団長	R4.8.1	陸上自衛隊中部方面混成団長	R4.8.1	R5.3.13	混成団の指揮・統率に関する業務	R5.3.13	R5.4.1	香川県庁	地方公務	防災指導監	無	有
25	石丸 信二	56	陸上自衛隊練馬駐屯地業務隊長	R4.11.10	陸上自衛隊練馬駐屯地業務隊長	R4.11.10	R5.3.13	練馬駐屯地業務隊長の業務の全般統制	R5.3.13	R5.4.1	中央区役所	地方公務	総務部防災危機管理室副参事	無	有
26	福田 裕一	56	陸上自衛隊教育訓練研究本部研究部第一研究室統合教範類等研究班長	R4.3.23	陸上自衛隊教育訓練研究本部研究部第一研究室統合教範類等研究班長	R4.3.23	R5.3.13	自衛隊の統合運用に係る教範等の研究・作成	R5.3.13	R5.4.1	群馬県庁	地方公務	防災対策主監	無	有
27	梅木 知克	56	陸上自衛隊高射学校付(陸上自衛隊高射学校高射教導隊長)	R4.9.12	①陸上自衛隊高射学校高射教導隊長 ②陸上自衛隊高射学校付	①R4.9.12 ②R4.12.23	①R4.12.22 ②R5.3.13	①高射学校が実施する教育・研究に関する支援、高射教導隊の隊務運営全般に関する業務 ②特に命ぜられた事項	R5.3.13	R5.4.1	八街市役所	地方公務	危機管理監	無	有
28	川内 康孝	56	自衛隊愛媛地方協力本部長	R4.8.24	自衛隊愛媛地方協力本部長	R4.8.24	R5.3.13	愛媛地方協力本部における指揮統率業務	R5.3.13	R5.4.1	愛媛県庁	地方公務	危機管理監	無	有
29	佐々木 裕治	56	陸上自衛隊東北方面混成団第38普通科連隊長	R5.1.10	陸上自衛隊東北方面混成団第38普通科連隊長	R5.1.10	R5.3.13	第38普通科連隊の全般指揮、統制	R5.3.13	R5.5.1	第一生命保険株式会社	生命保険業等	推進役	無	有
30	佐藤 恒昭	56	陸上自衛隊西部方面總監部監察官	R4.12.8	陸上自衛隊西部方面總監部監察官	R4.12.8	R5.3.13	西部方面管内監察業務の指揮・統制	R5.3.13	R5.4.1	宮崎県庁	地方公務	危機管理課課長補佐(一般任期付職員)	無	有

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職開始日 (注1)	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無(注2)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注3、4)	
					官職又は階級	在職期間									職務内容
						自	至								
31	下畑 宏	56	陸上自衛隊中部方面情報隊長	R4. 6. 6	陸上自衛隊中部方面情報隊長	R4. 6. 6	R5. 3. 13	中部方面情報隊の指揮・統率業務	R5. 3. 13	R5. 4. 1	奈良市役所	地方公務	危機管理監	無	有
32	下本 昭司	56	自衛隊愛知地方協力本部長	R4. 12. 2	自衛隊愛知地方協力本部長	R4. 12. 2	R5. 3. 13	愛知地方協力本部の指揮監督業務	R5. 3. 13	R5. 4. 1	神戸市役所	地方公務	危機管理室防災専門官	無	有
33	永田 真一	56	陸上自衛隊第5旅団副旅団長兼帯広駐屯地司令	R5. 2. 15	陸上自衛隊第5旅団副旅団長兼帯広駐屯地司令	R5. 2. 15	R5. 3. 13	旅団長の補佐及び駐屯地に関する業務	R5. 3. 13	R5. 4. 1	東京都庁	地方公務	総務局国民保護担当部長(特定任期付職員)	無	有
34	三塚 克也	56	陸上自衛隊東部方面指揮所訓練支援隊長	R4. 8. 1	陸上自衛隊東部方面指揮所訓練支援隊長	R4. 8. 1	R5. 3. 13	東部方面指揮所訓練支援隊の総括に関する業務	R5. 3. 13	R5. 4. 1	船橋市役所	地方公務	一般任期付職員	無	有
35	村上 健児	56	陸上自衛隊第1高射特科団第1高射特科群長	R4. 7. 19	陸上自衛隊第1高射特科団第1高射特科群長	R4. 7. 19	R5. 3. 13	第1高射特科群に関する業務	R5. 3. 13	R5. 4. 1	千歳市役所	地方公務	総務部参事(特定任期付職員)	無	有
36	山下 慎一	56	陸上自衛隊相馬原駐屯地業務隊長	R4. 10. 28	陸上自衛隊相馬原駐屯地業務隊長	R4. 10. 28	R5. 3. 13	相馬原駐屯地業務隊の業務の全般統制	R5. 3. 13	R5. 4. 1	香取市役所	地方公務	一般職任期付職員	無	有
37	山下 愛仁	55	航空幕僚監部首席法務官	R4. 6. 20	航空幕僚監部首席法務官	R4. 6. 20	R5. 3. 16	航空自衛隊の法務を統括し、幕僚長を補佐する業務	R5. 3. 16	R5. 4. 1	磐田市役所	地方公務	防災戦略監	無	有
38	池田 頼昭	57	防衛省防衛監察本部監察官	R4. 9. 7	防衛省防衛監察本部監察官	R4. 9. 7	R5. 3. 30	防衛省職員の職務執行の適正を確保するための防衛監察の実施	R5. 3. 30	R5. 4. 3	兵庫県庁	地方公務	副防災監	無	無
39	井筒 俊司	59	航空幕僚長	—	—	—	—	—	R5. 3. 30	R5. 4. 15	株式会社アストロスケール	スペースデブリ除去等宇宙事業	社長室付副社長	無	無
40	久保 健昭	56	海上自衛隊舞鶴地方総監部防衛部長	R4. 11. 1	海上自衛隊舞鶴地方総監部防衛部長	R4. 11. 1	R5. 3. 30	部務掌理	R5. 3. 30	R5. 4. 1	舞鶴市役所	地方行政	危機管理室長	無	有
41	越谷 登志幸	56	航空自衛隊第4術科学校副校長	R4. 10. 3	航空自衛隊第4術科学校副校長	R4. 10. 3	R5. 3. 30	学校教育に関する校長の補佐	R5. 3. 30	R5. 4. 1	環境省	国家公務	地球環境局総務課気候変動適応室における室長補佐	無	有
42	中濱 高宣	56	海上自衛隊呉地方総監部付(海上自衛隊舞鶴教育隊司令)	R5. 2. 1	①海上自衛隊舞鶴教育隊司令 ②海上自衛隊呉地方総監部付	①R5. 2. 1 ②R5. 3. 6	①R5. 3. 5 ②R5. 3. 30	①隊務統括 ②特に命じられた事項	R5. 3. 30	R5. 4. 1	呉市役所	地方行政	危機管理監	無	有
43	香川 澄	65	防衛大学校システム工学群機械システム工学科教授(防衛大学校教務部長(併)防衛大学校システム工学群機械システム工学科教授)	R4. 7. 21	防衛大学校システム工学群機械システム工学科教授	R4. 7. 21	R5. 3. 31	教育・研究に関する業務	R5. 3. 31	R5. 4. 1	学校法人早稲田大学	教育・研究	早稲田大学理工学術院総合研究所客員教授(客員上級研究員)	無	無
44	熊野 修一	60	陸上自衛隊小平学校人事教育部長	—	—	—	—	—	R5. 3. 31	R5. 4. 17	防衛省職員生活協同組合	組合員の生活の共済を図る事業等	参事	無	無

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職開始日 (注1)	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無(注2)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注3、4)	
					官職又は階級	在職期間									職務内容
						自	至								
45	齋藤 大蔵	65	防衛医科大学校図書館長(併)防衛医科大学校防衛医学研究センター外傷研究部門教授(併)防衛医科大学校病院救急部長(併)防衛医科大学校病院救急部教授(併)防衛医科大学校医学教育付教授	—	—	—	—	R5.3.31	R5.4.1	埼玉医科大学 国際医療センター	診療等	客員教授	無	無	
46	齋藤 大蔵	65	防衛医科大学校図書館長(併)防衛医科大学校防衛医学研究センター外傷研究部門教授(併)防衛医科大学校病院救急部長(併)防衛医科大学校病院救急部教授(併)防衛医科大学校医学教育付教授	—	—	—	—	R5.3.31	R5.5.1	医療法人社団幸隆会多摩丘陵病院	診療業務等	医師(非常勤)	無	無	
47	坪倉 幹男	60	北関東防衛局企画部長	—	—	—	—	R5.3.31	R5.6.1	株式会社オオバ	建設コンサルタント	営業本部 顧問	無	無	
48	中島 和彦	60	整備計画局施設計画課施設整備業務管理官	—	—	—	—	R5.3.31	R5.6.1	株式会社ジーティーアドバンス	建設業務コンサルタント(設計・施工監理)	技術顧問	無	無	
49	宮脇 博基	48	自衛隊入間病院診療部(航空自衛隊航空支援集団司令部医務官)	R3.1.10	①R3.1.10 ②R4.4.1	①R4.3.31 ②R5.3.31	①医療に関する業務 ②医療に関する業務	R5.3.31	R5.4.1	外務省	国家公務	大使館医務官	無	無	
50	山下 忠司	60	自衛隊中央病院総務部長	—	—	—	—	R5.3.31	R5.5.15	防衛省職員生活協同組合	防衛省職員等への共済事業	事務局付	無	無	
51	織戸 邦明	57	海上自衛隊東京業務隊付(海上自衛隊佐世保海上訓練指導隊司令)	R4.12.12	①R4.12.12 ②R5.3.31	①R5.3.30 ②R5.5.3	①隊務統括 ②特に命じられた事項	R5.5.3	R5.5.4	鈴木株式会社	物流業	顧問	無	有	

(注1) 離職前の求職開始日とは、隊員としての在職期間における以下の①から③までの日のいずれか早い日をいう。

①再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

②再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

③再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

該当する日がなかった場合(自衛隊法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第320号)の施行日(平成30年1月1日)前に離職前の求職開始日があった場合を含む。)には、「離職前の求職開始日」欄及び「離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容」欄に、「—」と記載している。

(注2) 「求職の承認」とは、自衛隊法第65条の3第2項第5号の規定に基づく承認をいう。

(注3) 「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(注4) 「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第2項において準用する国家公務員法第18条の5第1項及び第18条の6(同項に係る部分に限る。)の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(注5) 管理職隊員以外の隊員である間に再就職の約束をした者で、一度でも管理職隊員であったことがある者については、「自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出」として本表に掲載。



(参考)

○ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）

（防衛大臣への届出等）

第六十五条の十一 隊員（退職手当通算予定隊員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、防衛省令で定めるところにより、任命権者が防衛大臣であるときは防衛大臣に、任命権者が防衛大臣以外の者であるときは当該任命権者を通じて防衛大臣に、政令で定める事項を届け出なければならない。

2 (略)

3 管理又は監督の地位にある隊員の官職として政令で定めるものに就いている隊員（以下「管理職隊員」という。）であつた者（退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。）は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（第一項の規定による届出をした場合を除く。）には、あらかじめ、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

一 行政執行法人以外の独立行政法人

二 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）

三 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）

四 公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。）

4 管理職隊員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号及び第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、防衛省令で定めるところにより、速やかに、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

5 防衛大臣は、第一項及び前二項の規定による届出（第一項の規定による届出にあつては、管理職隊員がしたものに限る。）を受けた事項について、遅滞なく、政令で定めるところにより、内閣に報告しなければならない。

6 内閣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、政令で定める事項を公表するものとする。